

# ビタミンM NO.44

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年1月号)

## <今月のトピックス>

- ・雇用保険手続きにおけるマイナンバーの取り扱い(続編)
- ・「女性活躍推進法」について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 雇用保険手続きにおけるマイナンバーの取り扱いが

### 大きく変更になりました!

本年もどうぞよろしく  
お願いいたします。



「雇用保険業務等における社会保障・税番号制度への対応に係るQ&A」が最新版に更新され(12/18)、平成28年1月の制度導入を目前にして、取り扱いについて大きな変更がありました。

## 変更のポイント

### ①個人番号の届出義務化

雇用保険手続きについて、個人番号をハローワークに届け出る法的根拠を「番号法に基づく努力義務」から「**雇用保険法令に基づく義務**」に変更。

### ②雇用継続給付の事業主申請

雇用継続給付(高年齢雇用継続給付、育児休業給付及び介護休業給付)について、労使協定を締結して事業主が申請書を提出する場合は、個人番号関係事務実施者ではなく、**本人の代理人として申請を行う**。そのため、事業主が雇用継続給付の申請書を提出する場合には、ハローワークにおいて、**代理権や本人確認のための書類を提出**する必要がある。

### ③在籍者の個人番号の提出

在職者の個人番号の届出は、雇用継続給付の申請の際に限り、これまで個人番号の記載が予定されていた「**被保険者氏名変更届**」には**個人番号の記載はしない**。

### ④個人番号が記載された届出書を郵便で送付する場合の取扱い

これまで、「届出に係る履歴が確認できるような方法(例:書留郵便等)」としていたが、「**普通郵便でも受理するが、郵送で届出を行う場合は、できるだけ、追跡可能な書留郵便等による方法での届出を行う**」と整理。

詳細は厚生労働省のページよりご確認ください。

雇用保険 マイナンバー

検索



## 女性活躍推進法について

「女性活躍推進法」という法律が成立したと聞いたのですが、どのような法律なのですか?



「女性活躍推進法」は女性の職場に②おける活躍を推進するために制定された法律で、**労働者301人以上の事業主**は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることになりました。



① 具体的には**平成28年4月1日**までに次のことを行う必要があります。

### 1. 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析

- ①採用者に占める女性比率
- ②勤続年数の男女差
- ③労働時間の状況
- ④管理職に占める女性比率 など

### 2. 行動計画の策定・届出・社内周知・公表

- 行動計画には、①計画期間、②数値目標、③取組内容、④取組の実施時期を盛り込みます。

### 3. 自社の女性の活躍に関する情報を公表

さらに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

④ では、早めに準備しておく必要がありますね。労働者300人以下の事業主は策定・届出の義務はないのですか?



⑤ 労働者が300人以下の事業主については、**努力義務**となっていますが、自社の現状分析をすることで、**女性労働者の定着や優秀な人材の確保への足がかりとなるか**と思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

詳細はこちらからご確認ください。

女性活躍推進法

検索

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました! 「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H27.12.21  
**NK-GROUP**

イラスト協力: WANPUG